

会員規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規約は、一般財団法人大泉名水会（以下「当法人」という。）から水道供給を受ける者（以下「会員」という。）の入退会及び当法人と会員間の水道供給契約の内容について定めることを目的とする。

(会員の加入資格)

第2条 当法人の給水地域内に居住する者は、当法人に入会を申し込むことができる。

第2章 会 員

(入会の申込手続)

第3条 入会を申し込む者は、会員規約を遵守することを確約した上、当法人事務所に当法人所定の水道使用申込書を提出しなければならない。

- 2 当法人は、次の各号のいずれかに該当する場合、入会申込みを拒絶することができる。
- ① 申込者が反社会的勢力に該当し又は関係すると合理的に認められる場合
 - ② 前号のほか、当法人の円滑な事業運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

(会員の権利)

第4条 会員は、当法人の定めるところにより当法人の給水サービスを受けることができる。

- 2 会員は、オブザーバーとして定期評議員会に出席し、意見を陳述することができるものとする。

(会員の義務)

第5条 会員は、当法人に対し、当法人の定める方法及び時期に従い、水道水使用量に応じた維持管理費（維持分担金）を支払う義務を負う。

- 2 会員は、やむを得ない事情がない限り、各地区班毎に順番制により選出され、当法人事業の運営を支援する班長を2年間務めなければならない。
- 3 給水装置の新設・改造・修繕・撤去に要する費用は、会員自らが負担するものとする。ただし、当法人が主体となって行う公道に埋設されている給水管の修繕・撤去に要する費用は、当法人が負担するものとする。
- 4 会員は、当法人が会員の維持管理費（維持分担金）を算定するため、東京都下

水道局から会員の下水道使用に関する情報（「組合水道（井戸水道）検針通知」）の提供を受けることを承諾する。

(禁止行為)

第6条 会員は、次の各号に定める事項を行ってはならない。

- ① 当法人の承認を得ずに、当法人名で活動し又はその準備をすること
- ② 当法人の運営を妨げる行為又はそのおそれがある行為をすること
- ③ 当法人の信用を毀損する行為又はそのおそれがある行為をすること
- ④ 当法人に対して虚偽の申告又は報告をすること
- ⑤ 会員規約その他会員が遵守すべき規定に違反する行為をすること
- ⑥ 前各号のほか、当法人が不適切であると判断する行為をすること

(休止・退会)

第7条 会員は、当法人に対し、特段の事由がある場合を除き1か月前までに当法人所定の休止届出書を提出することにより、2年を超えない期間において水道使用を休止することができる。

- 2 会員は、休止期間中は、維持管理費（維持分担金）の支払義務は負わないものとする。なお、会員は、休止期間中においても、水流停滞による水質変化を防止するため当法人係員が定期的に吐水することを予め許諾する。
- 3 会員は、当法人に対し、特段の事由がある場合を除き1か月前までに、当法人所定の退会届出書を提出することにより当法人から退会することができる。なお、会員は、退会前に当法人に対する全ての支払債務を履行しなければならないものとする。
- 4 当法人は、会員につき次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員を退会させることができる。

- ① 第6条各号に定める禁止行為を行った場合
- ② 水道使用申込書の記載に虚偽があったことが判明した場合
- ③ 反社会的勢力に該当し又は関係することが判明した場合
- ④ 次条第3項の給水停止措置が6ヶ月以上継続した場合
- ⑤ 前各号のほか、会員として相応しくないと認められる場合

(給水停止)

第8条 当法人は、会員が本規約に違反したとき又は維持分担金の滞納が特段の理由なく2回以上となった場合は、会員に対し、是正期間を定めて違反行為の是正又は未納金の納付を求めることができる。

- 2 当法人は、前項により是正を求められた会員が是正期間内に違反行為の是正又は未納金の納付をしないときは、当該会員に対し、給水停止を予告することができる。

3 当法人は、前項の予告を行ったにもかかわらず、予告を受けた会員が違反行為を是正又は未納金の納付をしないときは、当該会員に対し、給水を停止することができる。

(免責及び損害賠償)

第9条 当法人が会員に対して本規約に基づいて給水停止、退会の措置等を行った場合、会員は、当法人に対して、一切異議を申し出ることはできず、また、損害賠償を請求することはできないものとする。

2 給水設備の点検、修理、故障その他の原因により会員への給水が停止した場合においても、当法人は、会員に対して、賠償の責めは負わないものとする。

第3章 維持分担金

(維持分担金の構成)

第10条 維持分担金は、基本料金と従量料金との合計額に消費税額を加算して得られた額とする。

(基本料金と従量料金)

第11条 基本料金及び従量料金は、使用水量（単位はm³）に応じ、2ヶ月あたり別表「維持分担金算定表」のとおりとする。

(料金の改定)

第12条 維持分担金の改定は、定時評議員会での承認を得てこれを行う。ただし、消費税率の改定によるものはこの限りではない。

(水道水使用量と料金徴収月)

第13条 会員の水道水の使用量は、東京都下水道局から提供される「組合水道（井戸水道）検針通知」に基づくものとする。

2 会員は、維持分担金を原則として口座引落しの方法により支払うものとする。

なお、当法人が認めた場合には、その他の支払方法も可能とする。

3 会員は、維持分担金を2か月毎に支払うものとする。

(中途使用の場合の料金)

第14条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめた場合の料金は、日割り計算は行わず前条に準ずるものとする。

(特別料金)

第15条 大口水道水使用会員等に対して、特別の事由がある場合は、理事会の議決を経て個別に維持分担金を設定することができる。

(維持分担金の減免)

第16条 当法人は、会員から経済上の理由で維持分担金の支払が困難である旨の申請が

あったときは、理事長の承認を得て、当該会員に対する維持分担金の支払を減免することができる。

- 2 前項による減免額は、基本料金と一月当たり使用水量 10 m³までの分に係る従量料金との合計額に消費税額を加算して得た額とする。

第4章 雜 則

(本規約の追加・変更)

第17条 当法人の評議員会の決議により、本規約の全部又は一部を変更することができる。

- 2 前項により本規約が変更された場合は、当法人は速やかに変更内容を会員に周知する。

(施行期日)

第18条 この規約は、令和4年10月1日から施行する（令和4年10月1日評議員会議決）。

以上

<別表>

大泉名水会維持分担金算定表

使用水量 (m ³)		0~5	6~15	16~20	21~30	31~40	41~50	51~60	61~70	71~200	201以上
維持分担金(2ヶ月分)	◎基本料金 (円)	2,500			2,600						
	◎従量料金 (円) 1m ³ 当たり (円)	0	20	30	140	160	200	220	240	250	300
		算定式 (49m ³ 使用の事例) $0\text{円} \times 5 + 20\text{円} \times 10 + 30\text{円} \times 5 + 140\text{円} \times 10 + 160\text{円} \times 10 + 200\text{円} \times 9 = 5,150\text{円}$									
		◎消費税 (円) (基本料金+従量料金) × 消費税率									
		計 基本料金+従量料金+消費税									